

監査結果に対する措置事項の公表
(水道局)

- 1 監査結果公表年月日
平成19年9月7日(広島市監査公表第42号)
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年9月2日(広水財第128号)
- 3 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

小規模貯水槽水道の管理に対する指導等について (所管課：水道局配水部給水装置課)	
監査の結果	措置の内容
<p>水道法の改正(平成14年4月施行)に伴い、水道局では、広島市水道給水条例を改正し、貯水槽水道設置者への指導や利用者への情報提供等を行うこととし、財団法人広島市水道サービス公社が実施している小規模貯水槽水道(貯水槽水道のうち貯水槽容量10m³以下のもの。以下「施設」という。)の水質検査等の調査結果を受けて、平成15年度から施設設置者への指導等を行っている。</p> <p>(1) 調査結果の内訳をみると、平成18年度は、調査不要望であった施設が調査対象施設の3割以上を占めているが、施設に対する衛生上の不安を解消し事故の未然防止を図っていくためにも、調査不要望施設において適正な管理がされているか否かの確認に努めていくことが必要と考える。</p> <p>ついては、水道事業者において指導等ができることとなったことから、調査不要望施設も含めた貯水槽水道全体の適正管理を図るための方策を検討されたい。</p> <p>(2) 施設の水質検査等の調査結果については、当該施設の設置者へは報告されているが当該施設の利用者へは報告されていない。</p> <p>ついては、広島市水道給水条例において、「管理者(水道事業者)は貯水槽水道の利用者に対し当該貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。」と規定されていることから、広島市個人情報保護条例に留意したうえで、利用者への情報提供の方法について検討されたい。</p>	<p>(1) 監査指摘を受け、小規模貯水槽水道に関しては、財団法人広島市水道サービス公社において、連絡のとれない設置者や調査を要望しない施設管理者に対し、平成19年8月から、夜間・休日での連絡や現地に赴き直接面談し、調査の利用促進を図ってきた。さらに平成20年2月から、貯水槽水道全体に適正な維持管理を浸透させるため、行政権限を有する保健所との連携を強化し、簡易専用水道(貯水槽水道のうち貯水槽容量10m³超のもの。)法定点検の未受検施設の設置者に対し、水道局と保健所が連名の受検指導を新たに開始するとともに、併せて、小規模貯水槽水道の適切な管理について、連名によるパンフレットを新たに配布し、全戸に配布する広報紙に掲載するなどPRの充実を図ってきた。</p> <p>しかしながら、小規模貯水槽水道における不要望施設の割合については、水道局では、立ち入り検査の実施や給水停止命令の発令などの行政権限を有してないため、強制力のない指導・助言にとどまらざるを得ないこと、また、昨今の商品訪問販売によるトラブル等の社会的な影響もあり、設置者の調査への同意が得られにくく、大きな改善はみられていないのが実情である。</p> <p>これらを踏まえ、平成23年度からは、調査不要望施設の解消を重点目標として掲げ、①調査不要望施設の設置者に対し、簡易専用水道で改善効果のあった保健所との連名による巡回指導に向けた勸奨文書の送付、水道局による直接連絡・指導の開始、②貯水槽水道に関する所在地及び設置者名並びに簡易専用水道から小規模貯水槽水道への変更などの情報について水道局と保健所が共有化するなど、相互の協力・連携体制の更なる強化、③財団法人広島市水道サービス公社解散に併せて、小規模貯水槽水道の調査から指導・助言までに係る業務について、水道局による一元的な実施などを行い、貯水槽水道全体の適正管理の強化を図ることとした。</p>

小規模貯水槽水道の管理に対する指導等について （所管課：水道局配水部給水装置課）

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
	<p>一方、貯水槽水道における衛生管理上の問題の有効な解決策として、貯水槽水道の直結給水への切替えがあげられる。</p> <p>水道局では、直結給水への切替えの促進が図れるよう、一定水圧が確保できる配水管網の整備や、これに合わせて直結給水範囲の拡大に向けた基準の緩和を行ってきた。</p> <p>このような取組の結果、3階以上の建物における直結給水率は、平成12年度の約48%から平成22年度末では約64%と向上してきている。</p> <p>また、平成22年度から始まった中期経営計画においても、直結給水化の促進を主要施策の一つとして掲げ、維持管理費と切替え工事費の比較表や省エネルギー・省スペース効果等を記載したパンフレットにより啓発を行い、安全で安心な水道の普及促進を図ることとしている。</p> <p>(2) 施設の水質検査等の調査結果については、平成20年2月から点検結果を記載したチラシを作成し、設置者に対し利用者への情報提供（掲示又は回覧）を要請している。</p>